

睡眠環境・寝具指導士認定試験運営要綱

第1条（目的）

この規定は、資格制度規程第3条第4項の定めにより、睡眠環境・寝具指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の運営に係る要綱を定めることを目的とする。

第2条（受験資格）

受験資格は、以下の通りとする。

1. 寝具寝装品の製造・開発・研究・販売に携わる者
2. 寝具寝装品及び睡眠環境に関する知識習得を目指す者
3. その他、資格取得を目指す者

第3条（試験範囲）

試験範囲は、以下の通りとする。

寝具編	①ふとんの基本性能と種類に関する知識 ②ふとんの種類と特性に関する知識 ③毛布及びタオルの種類と特性に関する知識 ④シーツ及びカバーの種類と特性に関する知識 ⑤繊維に関する一般知識に関する知識 ⑥法律、法規に関する知識 ⑦消費者対応の実務に関する知識 ⑧その他、寝具寝装品に関する知識
睡眠編	①睡眠の重要性に関する知識 ②健康（正常）睡眠の基礎に関する知識 ③健康的な睡眠を確保するための生活技術に関する知識 ④その他、睡眠に関する基礎的知識

第4条（試験方法）

試験方法は、筆記試験により睡眠環境・寝具指導士に求められる知識が習得できているかを審査する。

第5条（試験実施に関する事項）

試験実施に関する事項は、以下の通りとする。

1. 試験会場には筆記用具のみ持ち込み可能とする。
2. 試験は受験者間の距離を十分に確保する。
3. 試験の途中退出は禁止する。もし退出した場合には失格とする。
4. 携帯電話の持ち込みは禁止とする。もし持ち込む場合には試験官に提出する。
5. 試験開始の5分前に受験者指定の席に着席し受験票を机の上に置く。
6. 受験者全員の着席を確認した上で、試験官は試験問題・解答用紙を配布する。

7. 試験問題・解答用紙には受験番号と受験者氏名を記名する。
8. 試験終了後に、試験問題・解答用紙を回収する。もし回収の確認が取れない場合には当該受験者を失格とする。
9. 試験官は認定委員会が指名した者が行うものとする。

第6条（教育講座受講料・認定試験受験料）

1. 睡眠環境・寝具指導士資格教育講座の受講料は、1日につき11,000円（消費税別）とする。
2. 受験料（寝具編、睡眠編）は、10,000円（消費税別）とする。なお、再試験の場合も同額とする。

第7条（資格登録認定証料）

資格登録認定証料は、5,000円（消費税別）とする。

第8条（資格認定）

資格認定は、認定試験の成績に応じて認定委員会において認定する。

第9条（要綱の変更）

この要綱の改定は、認定委員会で改定案を審議し、一般財団法人日本ふとん協会並びに一般社団法人日本寝具寝装品協会の理事会の承認を得るものとする。

附則

この会則は、平成25年5月8日より適用する。

会則一部改訂 平成28年4月1日より適用する。

（上記改訂箇所：第6条、第7条料金改定。及び第6条、第7条更新受験料、更新登録料は別表「睡眠環境・寝具指導士」登録更新について に転載した。）